様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処分名	産業廃棄物処理施設の使用前検査		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）	（条項）第 15 条の２第５項	
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	（条項）第 15 条の２第５項	
所管部署	環境部　産業廃棄物対策課		
標準処理期間	１４日	法定処理期間	

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

産業廃棄物処理施設設置許可申請書に記載した設置に関する計画に適合していること。

参考

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 15 条の２第５項

前条第１項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第２項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。